

弘前市アクションプラン2010

～子ども達の笑顔あふれる弘前づくり～

平成22年10月

弘 前 市

目 次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 策定趣旨 | 1 |
| 2. 計画期間 | 1 |
| 3. 体系 | 2 |
| 4. アクションプランの推進方法 | 3 |
| 5. 概算所要額 | 4 |
| 6. 7つの約束 | 6 |
| 7. 個別施策工程表（スマイル33プログラム、チャレンジ67） | 30 |
| 8. 個別施策工程表（ダッシュ3） | 108 |
| 9. 合併戦略プロジェクト個別施策工程表 | 112 |
| (1) 一体感のあるまちづくりプロジェクト | |
| (2) 地域の均衡ある発展プロジェクト | |

弘前市アクションプラン2010

(平成22年10月22日 市長決定)

1. 策定趣旨

◎目的

平成22年4月の市長選挙において、葛西憲之市長が『子ども達の笑顔あふれる弘前づくり』に向けて、「7つの約束」と「103の施策」をマニフェストに掲げ、その実行を市民の皆さまにお約束しました。

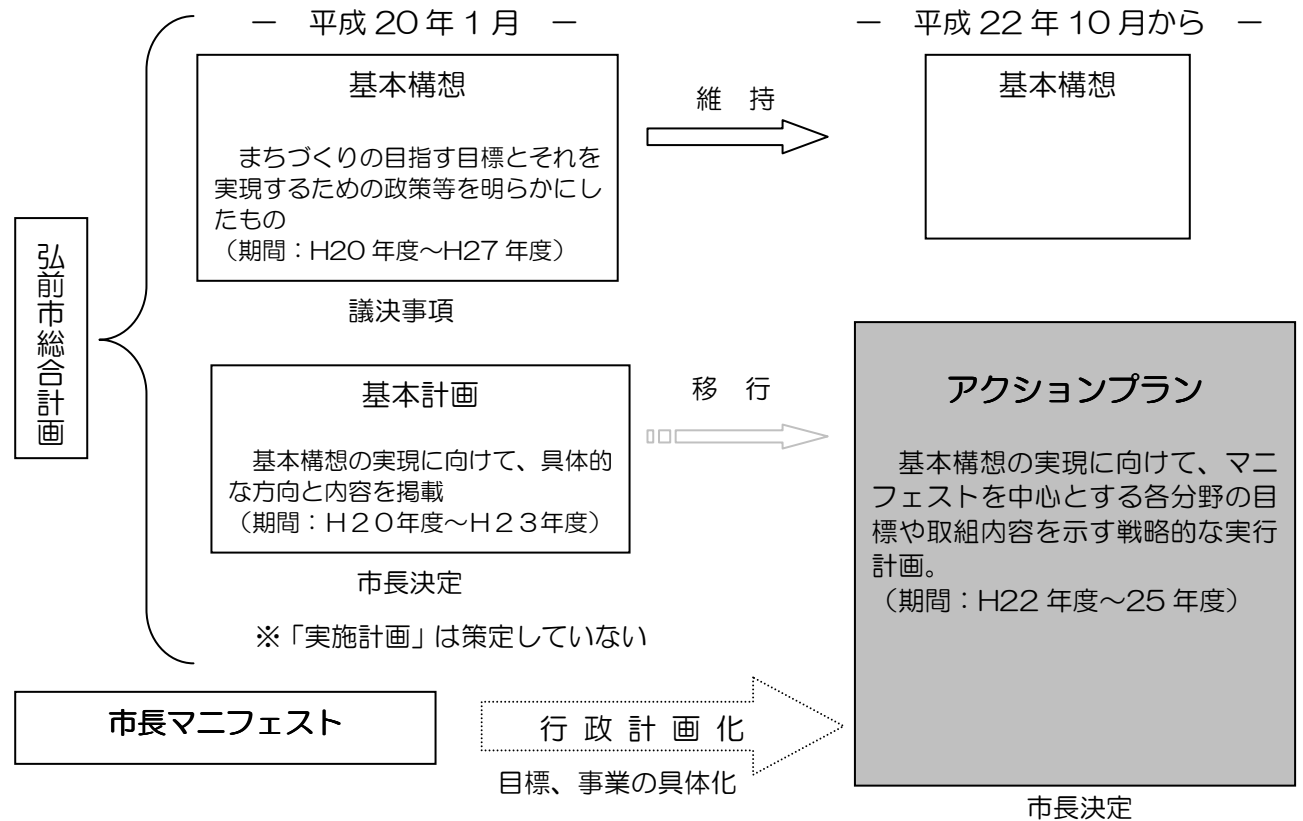
この市長マニフェスト（以下「マニフェスト」という。）に掲げられた政策を、迅速かつ着実に実行するために、市の計画として位置づけることとし、今回、『弘前市アクションプラン2010（以下「アクションプラン」という。）』を策定することとしました。

策定に当たっては、環境の変化や多様な市民のニーズに的確に対応するために、戦略的かつ機動的に運用できる実行計画とすることとしています。また、毎年度、進行状況の評価・点検を的確に実施し、その結果を踏まえてアクションプランの内容を追加・修正するなど、いわば「進化・成長するマニフェスト・アクションプラン」とすることを目指します。

◎位置づけ

平成18年2月27日に旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村が合併して、新弘前市が誕生し、平成20年1月に、新市のまちづくりの指針となる「弘前市総合計画」を策定しました。この総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき議会の議決を経て定める「基本構想」と、その基本構想の実現に向けて各分野の具体的な方向と内容を体系的に示した「基本計画」（市長決定）で構成されています。

アクションプラン策定に伴う総合計画体系の再構築に当たって、マニフェストと基本構想が長期的なまちづくりの基本的な方向性において一致していることから、現行の基本構想をそのまま維持することとしています。そして、これまでの基本計画に代えて、アクションプランを総合計画に位置づけることとします。

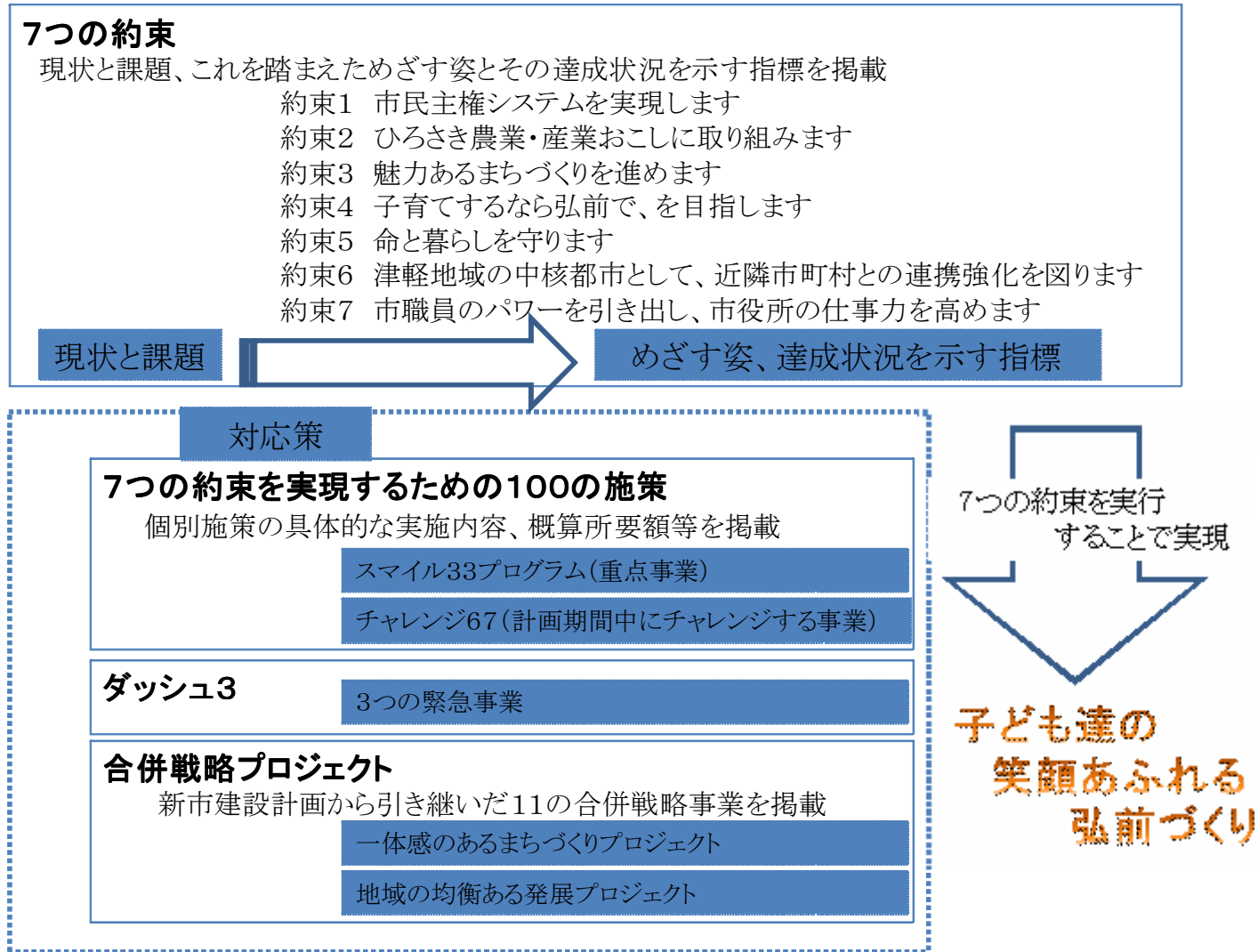


2. 計画期間

このアクションプランの計画期間は、市長の任期と同じ、平成22年度から25年度までの4年間とします。

3. 体系

アクションプランでは、マニフェストの内容を踏まえて、次の構成により、目標や具体的な取組内容を示します。また、基本構想に掲載されている合併戦略プロジェクトに係る工程表を併せて掲載することによって、その実効性を高めます。



4. アクションプランの推進方法

このアクションプランを着実に推進するために、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを確立し、市民と協働で、着実な進行管理を行っていきます。

計画 (Plan)

アクションプランの策定は、庁内組織である「市政戦略会議」が中心となり、全庁的に検討を進めます。

また、庁内各部の自立的な施策の立案・実行を図るため、各部長が、毎年度の重点項目やその取組内容を明らかにし、市長と約束する「(仮称) 部長実行宣言」を行い、その内容を市民に公表します。

実行 (Do)

アクションプランの実行にあたっては、市民と情報を共有し、協働しながら各種の取り組みを実施します。

評価 (Check)

施策の取組結果について、市民評価アンケート等を基に点検・評価します。

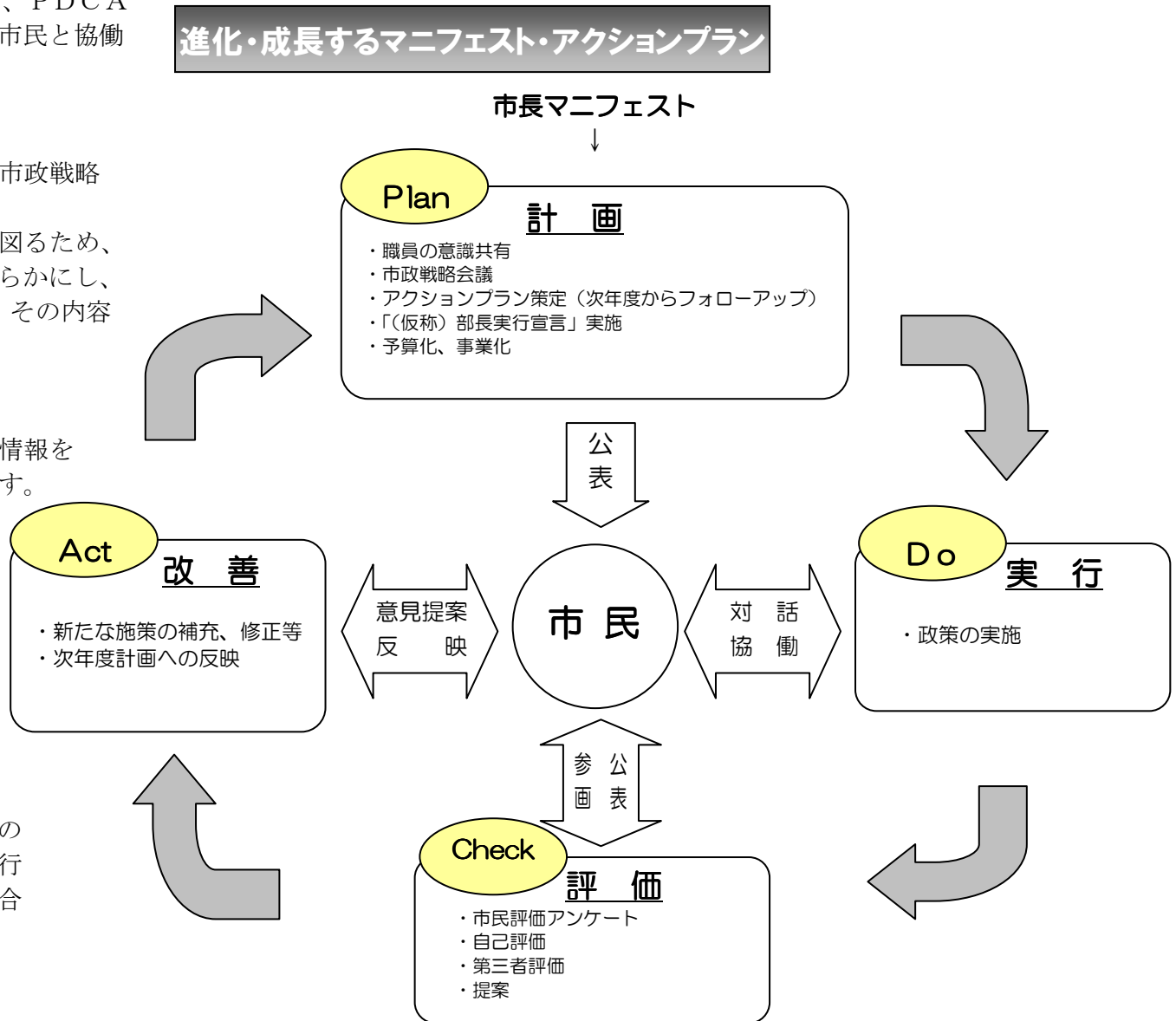
評価の方法は、自己評価に加えて市民による第三者評価を実施し、結果を公表するなど透明性の確保に努めます。

改善 (Act)

評価の結果、市民からの意見・提案、社会環境の変化等を踏まえて、新たな施策の補充・見直しを行います。また、計画期間途中で目標を達成した場合には、より高い数値目標の再設定を検討します。

このように、『進化・成長するマニフェスト・アクションプラン』とすることを目指します。

PDCAサイクルのイメージ図



5. 概算所要額

7つの約束を実現するための100の施策、ダッシュ3（3つの緊急事業）、合併戦略プロジェクト（11の合併戦略事業）の概算所要額総額は、次の「①概算所要額総額表」のとおりです。

また、この総額のうち、市長マニフェストを実行するための新規の事業や事業の拡充による事業費の増加分は、「②上記のうち市長マニフェスト新規・拡充分」のとおりです。

なお、「相馬地区過疎計画」に基づく事業、「定住自立圏共生ビジョン」に基づく事業、堀越地区全天候型スポレク施設建設の見直しに伴う事業など、現段階で事業内容・規模が確定していないものについては、概算所要額に算入しておりません。

また、概算所要額は現段階での計画内容に基づく事業費の予定を示したもので、社会情勢や財政状況の変化等により、変更となる場合もあることから、必ずしも予算化を約束するものではありません。

① 概算所要額総額表

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 合計 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 7つの約束の合計 (A) | 906 | 1,472 | 1,850 | 1,628 | 5,856 |
| ダッシュ3の合計 (B) | 3 | 未定 | 未定 | 未定 | 3 |
| 合併戦略プロジェクトの合計 (C) | 1,983 | 1,486 | 912 | 1,576 | 5,957 |
| アクションプラン総合計 (A+B+C) | 2,892 | 2,958 | 2,762 | 3,204 | 11,816 |
| うち一般会計分 | 2,869 | 2,933 | 2,701 | 3,171 | 11,674 |

② 上記のうち市長マニフェスト新規・拡充分

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 合計 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 7つの約束の合計 (A) | 153 | 748 | 1,056 | 1,024 | 2,981 |
| ダッシュ3の合計 (B) | 3 | 未定 | 未定 | 未定 | 3 |
| 合併戦略プロジェクトの合計 (C) | — | — | — | — | — |
| アクションプラン総合計 (A+B+C) | 156 | 748 | 1,056 | 1,024 | 2,984 |
| うち一般会計分 | 156 | 747 | 1,023 | 1,018 | 2,944 |